

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 5 月 16 日現在

機関番号：22604

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2009 ～ 2012

課題番号：21730634

研究課題名（和文）

夜間定時制高校教育と社会的排除のリスクを抱える若者支援に関する調査

研究課題名（英文）

Research on part-time high school education and support to young people with the risk of social exclusion

研究代表者

西村 貴之（NISHIMURA TAKAYUKI）

首都大学東京・人文科学研究科・助教

研究者番号：60533263

研究成果の概要（和文）：本研究では、次のことを明らかにした。(1)夜間定時制高校を卒業した後、高等教育機関に進学した若者の中には、新しい学校生活への適応に困難を経験する者もいる。(2)高校の課外活動が、不安定な移行過程にある若者のその後の社会生活を支える。(3)社会的排除のリスクを抱える若者たちを支援するためには、夜間定時制高校の教職員の同僚性構築が必要になる。(4)夜間定時制高校は、若者支援機関との連携の必要性が喫緊の課題になっている。また、(5)フィンランドにおける社会的排除のリスク抱える若者を支援する「柔軟な基礎教育制度」(JOPO)に関する運営実態を詳細に明らかにした。

研究成果の概要（英文）：This research revealed the following. (1) There are also the young people who experience difficulty to adaptation to new school life among those who went on to the institution of higher education when they graduated from the part-time high school at night. (2) The extracurricular activities of the high school support the social life of the young people in the unstable transition. (3) Coworker construction of the school staff of a part-time high school is needed for the production of a school for supporting the young people who hold the risk of social exclusion. (4) The part-time high school has been the subject that cooperation with the organization which supports the youth is pressing. (5) The detailed management actual condition of the Finish educational system for young people with the risk of social exclusion was clarified.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2010年度	700,000	210,000	910,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
総計	3,300,000	990,000	4,290,000

研究分野：教育学

科研費の分科・細目：学校教育

キーワード：青年期・夜間定時制高校・移行過程・社会的排除・フィンランド

1. 研究開始当初の背景

| (1) 全国の高校生徒総数のわずか約 3%に

過ぎぬ定時制高校の生徒たちは、さまざまな困難を抱えながら学校に通っている。彼らの授業料減免者数、授業料滞納者数、不登校者数、原級留置および中退者数の割合はここ数年のうちに急激に増加している。彼らは、つねに学校教育機関から離脱を余儀なくされるリスクを背負っているといっても過言ではない。そして無事に卒業までたどり着けた生徒の卒業後の進路もまた、フリーター等の非正規雇用従事者や進路未定など安定的な自立した生活への移行を始められずに卒業していく者が多い。こうした若者たちのなかには、社会的排除の状態に追い込まれている者が少なくない。

(2) 我が国では、包括的な若者支援策「地域若者サポートステーション」が2006年から始まった。それに先立ちいくつかの先行研究において、移行過程に困難を抱える若者にたいしては、学齢時の段階で、早期にその困難を発見し、早期に支援をするために、支援機関は積極的に学校教育機関との連携を図るべきであるという指摘がなされている。しかしながら、移行過程の関連で議論される学校教育は、職業教育に関する内容が多い。その一方で、職業的自立以前の困難な状況下にある若者への支援の在り方についての議論が弱い。

(3) 不確実で不安定な移行をしていかねばならない若者たちは、社会的ひきこもりを経験せざるをえない者に顕著にみられるように、社会的参加が容易ではない。この層の若者たちは在学期間を満了もしくは途中で除籍する／されることによって、必然的に学校から社会へ押し出されるが、学齢期を過ぎていること、若者であるということで、教育や福祉の援助の対象からこぼれてしまう。したがって、最も社会的排除されうる若者をいかに在学段階で、より安定した移行ができるよう支援することが検討される必要がある。定時制高校は、このようなリスクを背負う若者が頼ることのできる数少ない学校教育機関でもある。学校教育から離れざるをえなかった若者が再び定時制で、学校生活ひいては人生をやり直せたという経験談は枚挙にいとまがない。定時制の教師たちには、必然的に教科教育中心の教育以前の、その彼らの背負わざるをえない困難な状況への対応をせまられる場面が多々ある。換言すれば、定時制はそうした「層」としての困難な若者たちをひとまず教育機関からの離脱をさせないことを第一の目標に、教育的課題に引きつけた

かたちで、自立支援的な営みを高校教育に内在させ担っている。

2. 研究の目的

(1) 夜間定時制高校を卒業した若者からの聞き取り調査から、学校から就労への移行過程の実態を明らかにするとともに、卒業後の人生に、定時制高校での教育経験がどのような影響を与えているかを探る（長期的視点からみた教育効果の研究）。

(2) 夜間定時制高校の教職員からの聞き取り調査から、生徒の抱える困難から生起する教育的課題にたいして、どのような学校組織および教育実践で臨んでいるのか（その限界を含め）を探る（学校組織の解明ならびに教育実践分析）。

(3) これらをふまえ、学校から就労への移行過程に困難を抱える若者を包括的に支援していくシステムを構築していく視点にたつて、学校教育機関が担う機能の在り方を検討する。

3. 研究の方法

(1) 夜間定時制高校を卒業後2年目、3年目、4年目、5年目の若者を対象に聞き取り調査を行う。

(2) (1)の調査対象者の担任教諭をはじめ、この4学年の若者に関わった教職員（管理職や業務主事などを含む）を対象に聞き取り調査を行う。

(3) 生徒の抱える困難から生起する教育的課題にたいして、学外の若者支援機関との連携等によって新たな取り組みを行っている夜間定時制高校の教職員を対象に聞き取りを含む実地調査を行う。

(4) フィンランドにおいて福祉および労働セクターとの協力を得ながら社会的排除のリスクをもつ基礎教育学校の生徒のために取り組まれているFlexible Basic Educationの実地調査を行い、学校教育機関が担う機能の在り方を比較検討する。

4. 研究成果

(1) 反構造化面接法にもとづいたA県立U商業高等学校定時制課程卒業生に対する調査は、以下の基準で対象を選定して調査への協力を同意してくれた者に対して実施した。
①在学中、生徒会活動や部活動等に積極的に

参加していた経験のある者 (A,B,C,D,E,F)、②在学中、太鼓部に所属しており、卒業後も継続/断続的に太鼓の演奏活動を行ってきた/いる者 (A,B,C,D,E,F)、③卒業後、高等教育機関 (専門学校および短期大学を含む) に進学した者 (A,B,C,E,F,G)、④閉課程時最終学年に在籍していた者 (G,H)。卒業年度は閉課程年度である X 年からさかのぼるというかたちで表記するとそれぞれ以下のとおりである。X 年-4 年卒業の 3 名 (A,B,C)、X-3 年卒業の 1 名 (D)、X-1 年卒業の 2 名 (E,F)、X 年卒業の 2 名 (G,H)。

データの分析からは以下のような知見が得られた。

1) 「卒業後高等教育機関に進学した者は、新たな学校生活への適応に困難を経験する」

近年夜間定時制においても高等教育進学する者は一定数存在する (経済的困窮を理由に働きながら学ばざるをえない若者に加えて、経済的理由というよりは、いじめや不登校などそれ以外の理由によって定時制を選択した/せざるを得なかった者が存在するため)。しかし、彼らの中には中々学校生活に適応できず苦労した者や、中退を余儀なくされた者がいる。対象者の語りからは以下のような仮説的な知見が得られた。①定時制時代の教育方法が高等教育における教育方法と異なる (「定時制の教師は自分の理解に合わせて授業をしてくれたが、大学ではそうではない」、「定時制を卒業するまで厳密な意味では試験を受けた経験がなかった。大学ではテストで評価される」、「定時制では教わらなかったレポートの書き方に苦労した」)、②定時制高校のカリキュラムが、全日制普通科高校 (進学校) とは違い、高等教育を受けることを想定していないため、系統的な知識が求められるような外国語の授業などでついていけない者がいる。③①②にも関わらず、目の前の生徒の高校生活の定着を図るために展開される教育実践が、高等教育機関で継続して学ぶ若者のスムーズな移行を阻む可能性がある。U 商定時制では、90 年代以降進めてきた教育課程の自主編成を基盤とした学校づくりによって図られた困難を抱える生徒の中退を予防する実践が行われてきた。しかし、教師が生徒一人ひとりを気にかけて、かつ生徒同士の集団づくりを重視する教育実践を経験してきた卒業生の中には、人間関係形成が難しい環境の中で、授業などでとまどった際、相談できる相手ができないため孤立感を抱いた者が少なくなかった (調査時点 4 名が退学)。

2) 「高校の課外活動が、不安定な移行過程にある若者のその後の社会生活を支える」

太鼓部顧問の T 教諭は卒業した太鼓部員を中心にした太鼓集団を立ち上げた。太鼓部に所属していた対象者たちは、卒業後継続/断続的にその集団に所属して、太鼓の演奏活動や太鼓部の後輩の指導などを行っていた。1) にあるように高等教育進学したものの不応状態にあった対象者や中退後無業や非正規雇用の仕事に就いた対象者にとって、太鼓の演奏活動はそうした卒業後の不安定な移行状況の中で、彼らの社会的なポジションが承認される重要な場になっていた。さらに、この太鼓集団には活動を支援する市民による後援会がその後組織され、対象者たちの中にこの演奏活動を中心にした生活設計を志向しようとしている者が表れている。正規雇用で就労し生活を形成していくといった道筋とは異なる新しい生き方を模索している点は今後の若者の移行モデルを考えていくうえで示唆に富む。

(2) 教職員に聞き取り

教職員に対しては U 商定時制教職員のほか 3 校において実施した。①A 県立 U 商定時制教職員面接調査 (3 名の教員と業務主任 1 名)、②B 市立 T 定時制教員面接調査 (管理職、生活指導部長、ガイダンス部長およびガイダンス部担当教諭、教務担当教諭および養護教諭)、③C 府立 K 定時制教員面接調査 (管理職および進路指導部長)、④C 府立 Y 定時制教員面接調査 (進路指導部担当教諭)。

データの分析から以下のような仮説的な知見を得た。

1) 「社会的排除のリスクをもつ若者を支援する学校づくりに教職員の同僚性構築が必要である」

U 商定時制は、90 年代以降、教育課程の自主編成、進級・卒業判定における内規の変更・特別活動における生徒の自治活動の育成重視などをベースにした学校づくりを展開していき、暴力的にふるまう生徒や不登校経験をしてきた生徒が学校生活に定着できるよう努めてきた学校である。学校づくりという全学的な教育実践が可能となった背景に、民主的な学校経営 (職場づくり) と「可能な限り教職員は生徒一人ひとりの困難に向き合っていく」といった姿勢が個々の教員の教育観を超えて形成されてきたことが大きい。T・K・Y 定時制教員面接調査の結果と比較分析した結果、「入学してくる生徒の多くが社

会的排除のリスクをもつ」ということを教職員集団で共通認識とし、そのリスクを軽減していくための実践を全学的に展開することが可能な定時制には、①当該学校の生徒のことをフォーマルにもインフォーマルにも話題にし、彼らが抱える困難にアプローチするための方略を検討しあえる時間・場があること、②中心となる複数の教員が長期にわたって当該学校で教育活動を行えることが重要であることが明らかになった。それとともに、今日の学校現場の多忙化と短いスパンで異動する人事の実態によって、定時制の教職員の同僚性の構築が難しい点も明らかになった。

2) 「学外の若者支援機関との連携の必要性が喫緊の課題になっている」

本研究では、学外の若者支援機関との連携を行っている夜間定時制の実態についても調査を行った（T・K・Y）。2000年代に入って、若者の〈学校から仕事へ〉の移行が不安定化した状況を鑑み我が国で進められている若者支援に関する政策のもとで、社会的排除のリスクをもつ若者に対する〈教育・福祉・労働〉をつなぐ若者支援機関が全国で地域に偏りはありつつも活動している。かような支援機関の中に、アウトリーチによる活動の一つとして、夜間定時制の生徒の在学時の生活上の困難や進路に関する支援を行うために、学校に連携を働きかけている機関が表れてきた。TおよびK定時制には、2010年の国のモデル事業として始まったT市パーソナルサポートセンターが、Y定時制には、若者サポートステーションを受託している株式会社立の若者支援機関がそれぞれの学校と連携している。連携に至った経緯や連携の課題等について、学校サイドの窓口になっている教員（管理職含む）および当該支援機関スタッフの聞き取りを実施した。データの分析から、学外の支援機関との連携を当該学校が行った経緯には、①1)で指摘したような教員が置かれている状況の今日的変容によって、かつて行われてきたような〈福祉・労働〉の領域をカバーしながらの教育活動を展開できるような勤務状況やそれを支える教員組織や教員文化ではなくなってきたため、②ドラスティックな社会変容によって職業的移行が不安定化している状況においては、〈福祉・労働〉の領域について教員が有する知識と経験には限界が生じてきたためといった背景があることが明らかになった。また課題としては、次のようなものが明らかになった。①1)に関わって、連携することには

教員集団の合意形成がなされたものの、その連携協働に関わる教員がごく一部の者に偏る場合には、合意形成が形式的なレベルにとどまることによって、連携の体制づくりが有機的なものにならない（当該教員が異動することで形骸化する恐れがある）、②①に関わって、教育活動を行う際、当該生徒（の困難）に対してどのようなレベルの支援が必要になるのか。換言すれば、何を教育活動として引き取り、何を自分たちの専門外とするかといった論点を教員集団がどれだけ熟議できるかによって、教員が担う教育活動と若者支援者が担う（取り決められたレベルの）支援活動との間で、取りこぼしてしまう内容が生じる恐れがある、③連携体制が不十分であると、〈福祉・労働〉に関わる教育活動と支援活動との間に齟齬が生じてしまい、適切なタイミングに適切な支援が当該生徒に届かない恐れがある。今日の社会状況を鑑みると、定時制の若者の困難に対して〈福祉・労働〉の専門的知識・支援実績のある若者支援機関との安定した学校生活および卒業後の進路（社会生活）を念頭に入れた連携協働の実践が求められるが、その際には学校（教員）に何ができ、何ができないのかということがきちんと議論されなければならない。

（3）フィンランドにおける社会的排除のリスクを抱える若者のための教育制度

義務教育（基礎教育）後も生涯にわたり学習を継続していくことが促されているフィンランドでは、少数ではあるものの一定数存在する基礎教育学校をドロップアウトする子どもの存在は看過できない問題として認識されている。基礎教育学校を修了すること、加えて基礎教育後の進学を可能とする成績評価を獲得することが、社会的排除のリスクをもつ子どもを社会に包摂していく教育政策上の課題になっている。その対策の一つとして、基礎教育学校の7学年から9学年の生徒を対象に、90年代前半から試みはじめたJOPO（前身 OMAURA）という通常の基礎教育制度の枠組みをフレキシブルにした学校の取り組みを実地調査した（2009年9月、2011年3月、2012年11月）。JOPOの教育は、学校を基盤とする学習（一部は職業実習と関わらせて実施）に加えて、職場を基盤とした学習（年間約80日間実施）およびキャンプや校外実習などの学外環境で行われる活動といったノンフォーマル教育によって構成されている。1学級あたりの生徒数は8～10名と通常の総合制学校

(だいたい 25 名前後) よりもさらに少人数学級 (JOPO の学校 1 校あたり 2 学級展開) で支援の目が届きやすい教育環境を整備している。座学形式はとらず生徒個々のニーズ・状況に合わせた教育が行われている。ユニークなのが、教師 (特別教育教師) と常勤のユースワーカー (学校によってはソーシャルワーカー) がチームを組み JOPO の教育活動を行っている点にある。従来のフィンランドの学校教育においても、クラス担当教師、教科担当教師、特別教育教師、校長と臨床心理士、スクール・ソーシャルワーカー、スクール・ナースがチームワークを組み迅速な対応をする体制があり、それを核に教育・福祉・心理・医療の各セクターの連携が図られている。しかし、JOPO においては、日常の教育活動において教員以外の若者支援に関する専門職がコミットすることで、生徒に対するより丁寧な支援を試みている点は、定時制における学外機関との連携を考えるうえで示唆に富む。

(4) 今後の課題

以下の課題が残った。①本調査研究によって導き出された仮説的知見をさらなる実証的調査によって理論化する作業まで進められずにいる、②長期的視点に基づく夜間定時制の教育効果に関する研究は十分な成果を得られたとはいいがたい。主に対象者の選定のバイアスと研究方法論の未熟さによる。教育効果に関する研究の方法論について再検討しなくてはならない、③フィンランドにおいて全国規模で取り組みが進む JOPO に関して詳細な調査研究は、我が国で初めてである。この取り組みは、我が国における社会的排除のリスクをもつ若者のための (オルタナティブな) 教育制度を検討する上で示唆に富む制度であり、今後も継続的に調査を行う必要がある (JOPO の制度の背景にある学習に関する理論研究、多職種連携協働の在り方の研究、教育効果研究など)。以上の課題を本研究で得られたデータのさらなる分析作業や補足的な調査等を行いながら取り組む予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 2 件)

- ① 西村貴之、地域における学校から社会への若者の包括的支援の検討—横浜市立戸塚高等学校定時制課程の進路指導を軸に

した学校づくりに注目して、横浜市都市経営局政策課『調査季報』、168 号、査読無、2011 年、pp.52-55

- ② 西村貴之、フィンランドにおける社会的排除のリスクをもつ若者に対する基礎教育制度—Flexible Basic Education: JOPO 実地高調査から—、首都大学東京『人文学報』、471 号、査読無、2013 年、pp.39-63

[学会発表] (計 2 件)

- ① 西村貴之、フィンランドにおける社会的排除のリスクをもつ子どもに対する教育支援—Flexible Basic Education (OMAURA および JOPO) の展開に注目して—、2011 年 9 月 11 日、日本国際教育学会第 22 回研究大会、首都大学東京
- ② 西村貴之、社会的排除のリスクをもつ子どもに対するオルタナティブ教育—フィンランドの JOPO 実施校調査から—、2012 年 9 月 30 日、日本国際教育学会第 23 回研究大会、国際教養大学

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

西村 貴之 (NISHIMURA TAKAYUKI)

首都大学東京・人文科学研究科・助教
研究者番号：60533263

(2)研究分担者
なし

(3)連携研究者
なし